

## 別記 1

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業のうち食肉流通構造高度化・輸出拡大事業の補助対象者は次の表に掲げる者とする。

補助対象者
1 コンソーシアム（「食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業実施要領」（令和3年12月24日付け3畜産第1342号農林水産省畜産局長通知）別記1で定める要件を満たすものに限る。）